

## 2020年6月から中部地域では

# 電気事業法に基づく届出・申請が電子化されます！

※中部地域とは愛知県及び長野県(全域)/岐阜県、三重県及び静岡県(一部区域を除く)です。また開始時期は中部地域と中部地域以外とで異なります。



## 従来より手間なく、手続きがスピーディーになります！

### 電子届出・申請の対象手続

電気事業法に基づく以下の手続が対象です。

- 事業用電気工作物の保安規程の届出  
(変更届出含む。)
- 主任技術者の選任/解任届出
- 主任技術者の兼任承認申請
- 主任技術者の選任許可申請  
(免状を持たない者の許可申請)
- 保安管理業務外部委託承認申請
- 発電所出力変更の届出
- 自家用電気工作物の廃止届出
- ばい煙発生施設の廃止届出

### 電子届出・申請をすると保安ネット上で様々な情報が確認できます。

#### 履歴の確認

届出・申請は、提出毎に画面で受理/審査完了結果が閲覧できます。過去に届出・申請したデータを利用して新たに届出・申請もできます。

#### 処理状況の確認

提出した届出・申請の処理状況(審査中・受領済・承認済など)を画面上で確認できます。一覧も印刷可能です。

#### 通知文書

申請承認後に交付する通知文書は、PDF形式にて複数回のダウンロードや印刷が可能です。  
※行政手続きのデジタル化推進の観点から、通知文書には公印の押印、電子署名のいずれも行いません。

保安法人等  
(代行者)に  
外部委託する  
設置者

「設置者と代行者の関係が分かる書類」を提出することで代行者から電子届出・申請が可能です。※詳しくは裏面のA4をご参照。

### アカウント取得

保安ネットの利用は、事前に**G Biz ID**のアカウント取得が必要です。

**G Biz ID** (gBizID)とは？ 経済産業省に対する様々な行政手続きを一つの共通アカウントで利用できるサービスです。詳細はG Biz IDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。



中部近畿産業保安監督部

Chubu Kinki Industrial safety and Inspection Department

■ 中部地域の産業保安行政を担当する経済産業省の機関です。  
<https://www.safety-chubu.meti.go.jp> TEL.052-951-2817 (電気安全課)  
■ ポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有電気工作物を使用中の皆様におかれましては、使用を中止し期限内に処理することが必要です！  
<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/denyroku/pcb.htm>

**Q1.** 電子届出・申請の具体的なやり方は、何を確認すればよいでしょうか？

**A1.** 『保安ネットポータル』サイトに添付する操作マニュアルをご参考ください。

**Q2.** 電子届出・申請する場合は、どのような事前準備が必要ですか？

**A2.** ①インターネットに接続できるパソコン、②『**GBZID** (IDとパスワード)』、③届出・申請に必要な情報の3点です。

**Q3.** 法人ではなく**個人**で電子届出・申請は可能ですか？

**A3.** 個人でも可能です。なお、個人の場合でも『GBZID』の取得が必要となります。

**Q4.** 設置者が『**GBZID**』を**取得しておらず**、電気事業法に基づく手続の電子届出・申請ができない場合の手続を教えてください。

**A4.** 保安管理業務（外部委託）を受託する法人等が、電気事業法に基づく手続の電子届出・申請を行える『GBZID』を取得している場合、代行者として届出・申請を行うことが可能です。なお、代行者として届出・申請を行う際は、**設置者と代行者の関係が分かる書類**を添付していただく必要があります。

**Q5.** 保安ネットで届出・申請を行う場合、従来の紙媒体における**設置者の代表印**は必要ですか？

**A5.** 電子届出・申請の際は、押印は必要ありません。

**Q6.** 電子化の対象となっていない手続は、どのように提出するのでしょうか？

**A6.** 従来どおり『紙媒体』でご提出ください。なお、電子化の対象は将来的に拡大することも検討しています。

**Q7.** 電子化の対象となっている手続は、電子届出・申請**のみ**の受付となりますか？

**A7.** 電子届出・申請が困難な場合には、従来どおり『紙媒体』でご提出が可能です。ただし、インターネットからの履歴確認などはできません。

## その他のお問い合わせ

●電子届出・申請に関する詳細情報は、随時、保安ネットポータルにて情報発信しています。  
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/hoan-net/](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)



●その他のご質問は、ヘルプデスク（連絡先；050-2018-8381）までお問い合わせください。※本件以外のお問い合わせはご遠慮ください。



### 中部近畿産業保安監督部

Chubu Kinki Industrial safety and Inspection Department

■中部地域の産業保安行政を担当する経済産業省の機関です。  
<https://www.safety-chubu.meti.go.jp> TEL.052-951-2817（電気安全課）  
■ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有電気工作物を使用中の皆様におかれましては、使用を中止し期限内に処理することが必要です！  
<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/denyoku/pcb.htm>